記者発表資料

令和７年９月１１日
国土交通省　東北地方整備局
北上川下流河川事務所

堤防の刈草を無償で提供します

○ 北上川下流河川事務所では、堤防の刈草を肉用牛の飼料･敷ワラとして生産者の方へ提供いたします。

○ 当事務所管内の全ての河川において、今年2回目の堤防刈草の提供を行います。
担当出張所：大崎、鹿島台、飯野川、米谷、涌谷、鳴瀬

○ 申し込みは各出張所で受け付けています。　（別紙参照）

国土交通省北上川下流河川事務所が管理する河川は、北上川（宮城県内）、旧北上川、江合川、鳴瀬川、吉田川の５河川です。

■提供する刈草は、当事務所で下記の調査を実施した堤防法面の刈草に限定しており、河川敷等は提供しておりません。

○ 提供にあたり、今年度も昨年同様に、堤防刈草について肉用牛の飼料･敷ワラとして提供可能か確認するために『堤防刈草の放射性物質モニタリング調査』を実施しました。
（令和7年8月）

○上記調査結果を宮城県農政部畜産課に確認していただいた結果、『調査を実施した箇所については、肉用牛の飼料の暫定許容値を下回っていたことから、肉用牛生産者あてに堤防刈草の提供を行って差し支えない』との判断が示されました。（令和7年9月8日確認）

■刈草の提供に関する詳細は下記 URL からご確認下さい。
（申し込み書や申し込み先等を掲載しています。）
https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/construction/mantenance/offer.html

北上川下流河川事務所記者発表資料はホームページでご覧になれます。

※発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ

国土交通省北上川下流河川事務所
石巻市蛇田字新下沼８０
電話　０２２５－９５－０１９４（代表）
技術副所長　中野（なかの）　孝（たかし）　（内線２０５）
管理課長　髙橋（たかはし）　伸忠（のぶただ）（内線３３１）

国土交通省　東北地方整備局　北上川下流河川事務所

堤防の草、無償で提供します

～提供の目安時期～　1回目：5月～7月　2回目：9月～11月

※詳しい内容についてはお近くの出張所までご連絡下さい

飼料にも





敷きワラにも

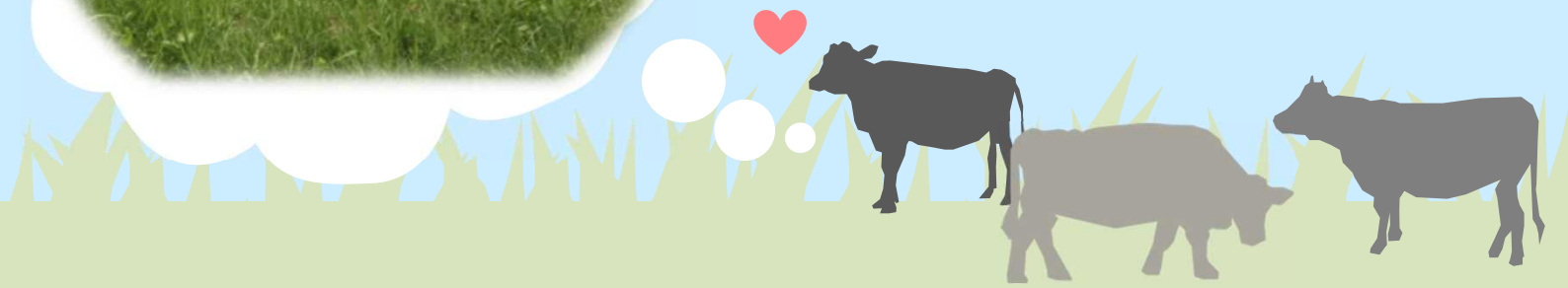
提供状況



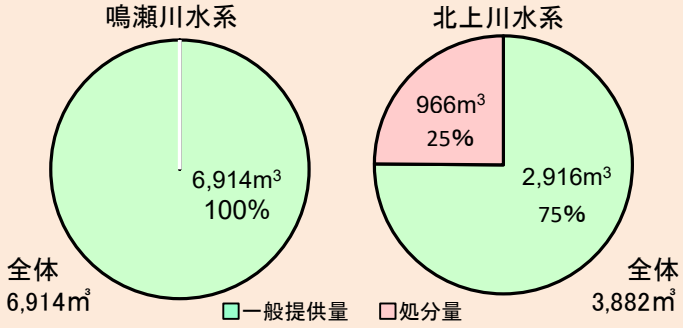


国土交通省北上川下流河川事務所では、鳴瀬川、吉田川、北上川、旧北上川、江合川の堤防除草後の刈草を無償で一般提供しています。

※提供する刈草は、沿川主要地点において放射性物質測定を行い、肉用牛飼料の暫定許容値を下回っていることを確認しています。



～昨年度の刈草提供状況～



刈り取りした刈草は、鳴瀬川水系で100%分、北上川水系で75%分を一般提供しています。

事務所公式HP・SNSもご覧下さい！

北上川下流　facebook　twitter　YouTube

北上川下流　検索

クリック！

出張所電話番号・住所は裏面をご覧下さい

刈　草　提　供　申　込　書

申込年月日	令和　　年　　月　　日
申込者	氏名：
	住所：
	TEL ：
利用目的	肉用牛の飼料　・　肉用牛の敷ワラ
	利用目的は上記に限ります。該当するものに〇をつけてくださし
提供希望量	梱包ロール＿＿＿個分（約＿＿＿＿m3）
搬出予定日	

申　し　込　み　先　一　覧

大崎出張所　〒989-6111		
大崎市古川鶴ヶ埣鶴田154-3	☎ 0229-22-0336	FAX 0229-22-4695
鹿島台出張所　〒989-4102		
大崎市鹿島台木間塚字小谷地496-1	☎ 0229-56-2617	FAX 0229-56-6153
飯野川出張所　〒986-0102		
石巻市成田字根岸山畑5-7	☎ 0225-62-3102	FAX 0225-62-3183
米谷出張所　〒987-0902		
登米市東和町米谷字古舘5-4	☎ 0220-42-2211	FAX 0220-42-2249
涌谷出張所　〒987-0112		
遠田郡涌谷町字桑木荒156-1	☎ 0229-43-3218	FAX 0229-43-6076
鳴瀬出張所　〒981-0215		
宮城郡松島町高城字水溜下1-1	☎ 022-354-3101	FAX 022-354-3273



！注意事項！

〇【個人情報の保護】本申込書で得た個人情報は、刈草の適正な管理のため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません。ただし、生体又は食肉検査の結果、当該刈草給与牛から高濃度の放射性セシウム値が検出された場合は、関係機関（宮城県畜産課等）へ情報提供する場合があります。

〇引き取った刈草は、転売等営利目的に使用することを禁じます。

〇刈草以外の異物については、極力混入しないよう取り除いておりますが、混入している場合がありますので、ご了承願います。

〇上記、積込・運搬時の事故および引き取り後の使用における事故等については、国土交通省は一切責任を負いません。

〇東京電力の賠償請求について、当堤防刈草の提供を受ける場合、その分は「東京電力株式会社に対する代替牧草に関する賠償請求」が出来なくなるおそれがありますので、東京電力の相談窓口にご連絡していただくようお願いいたします。